

【すこやか歳時記】

文月の候



業績低迷のマイナス期であれ、  
逆転の発想や革新化を狙って  
ビジネスチャンスの追求を。

今年の 7 月には「土用の丑の日」が 2 回あります。夏の土用入りを迎える 7 月 19 日（土）が今年はちょうど丑の日にあたり、まず第 1 回目の「土用の丑の日」になります。次に 31 日（水）にも丑の日が巡ってきて「土用の二の丑」として第 2 回目を月末に迎えることになります。この日に「うなぎ」食べる風習は、うなぎ屋の売上が低迷する時期の販売促進策として広まったと伝えられています。

もともと「土用の丑の日」には縁起物として「う」の付く食べ物が良いとされ、「うどん」「うめぼし」「うり」などが挙げられていました。それらに「うなぎ」も便乗して上手くいったアイデアでした。いつの時代でも逆転の発想や革新化の取り組みはビジネスチャンスを生むようです。

学生アルバイトの労務管理ポイント

夏の繁忙期に向けて、学生アルバイトを採用する企業が増えてきます。雇用にあたっては、以下のポイントをしっかり押さえておきましょう。

■ 高校生アルバイトの注意点

18 歳未満の高校生には、午後 10 時から翌午前 5 時までの深夜労働が法律で禁止されています。また、労働時間が短くても労働条件通知書の交付は必須です。

■ 学生アルバイトの保険適用について

**労災保険**：学生であっても、原則すべての労働者に適用されます。

**雇用保険**：昼間学生は原則として対象外ですが、夜間部・定時制・通信制の学生などは対象となる場合があります。

**社会保険（健康保険・厚生年金）**：学生であっても、「所定労働時間が正社員のおおむね 4 分の 3 以上」であれば、加入が必要です。

■ 長期化・勤務拡大に要注意

当初は短期勤務の予定であっても、勤務期間の延長やシフトの増加により、保険加入が必要となるケースがあります。学生が安心して働ける環境を整えるためにも、適正な労務管理を心がけましょう。

日々是好日カレンダー

7 月 JULY 文月・七夕月・  
愛逢月・女郎花月

|      |                   |                  |
|------|-------------------|------------------|
| 1 火  | ・半夏生              | ・国民安全の日          |
| 2 水  | ・ユネスコ加盟記念日        | ・心とからだの健康づくり推進月間 |
| 3 木  | ・波の日              | ・七味の日            |
| 4 金  | ・アメリカ独立記念日        | ・ソフトクリームの日       |
| 5 土  | ・農林水産省発足記念日       | ・通天閣の日           |
| 6 日  | ・公認会計士の日          | ・江戸切子の日          |
| 7 月  | ・小暑               | ・七夕の節句           |
| 8 火  | ・那覇の日             | ・質屋の日            |
| 9 水  | ・ジェットコースターの日      | ・中国茶の日           |
| 10 木 | ・雇用保険被保険者資格取得届の提出 | ・穴子の日            |
| 11 金 | ・世界人口デー           | ・職業教育の日          |
| 12 土 | ・ラジオ本放送の日         | ・真珠記念日           |
| 13 日 | ・盆迎え火             | ・生命尊重の日          |
| 14 月 | ・検疫記念日            | ・求人広告の日          |
| 15 火 | ・孟蘭盆会             | ・中元              |
| 16 水 | ・盆送り火             | ・やぶ入り            |
| 17 木 | ・国際司法の日           | ・理学療法の日          |
| 18 金 | ・光化学スモッグの日        | ・漫画の日            |
| 19 土 | ・夏の土用入り           | ・土用の丑の日          |
| 20 日 | ・戦後民主主義到来の日       | ・月面着陸の日          |
| 21 月 | ・海の日              | ・自然公園の日          |
| 22 火 | ・大暑               | ・著作権制度の日         |
| 23 水 | ・文月ふみの日           | ・カシスの日           |
| 24 木 | ・地蔵盆              | ・天ぷらの日           |
| 25 金 | ・知覚過敏の日           | ・かき氷の日           |
| 26 土 | ・幽霊の日             | ・うま味調味料の日        |
| 27 日 | ・政治を考える日          | ・はんだ付けの日         |
| 28 月 | ・世界肝炎デー           | ・地名の日            |
| 29 火 | ・アマチュア無線の日        | ・白だしの日           |
| 30 水 | ・プロレス記念日          | ・福神漬の日           |
| 31 木 | ・土用の二の丑           | ・梅干の日            |

★ 青字は人事労務部門に関わる期日です

## 《今月の特集①》退職代行への対応策を考える

近年、「退職代行サービス」が急速に広まり、社会で是非が議論されています。以下、退職代行の内容と企業が取るべき対応策について解説します。

### はじめに

退職代行は、労働者が会社に退職の意思を伝える場面で、第三者がその橋渡し役を担うサービスです。退職者の精神的負担の軽減メリットがある一方で、辞めることすら自分で言えない気の弱さを非難する意見も挙がっています。以下、退職代行についての解説と企業の対応策について紹介します。

### 退職代行の種類

退職代行サービスには、主に**弁護士**が運営する「法的対応が可能なもの」と、**弁護士資格のない業者**が提供する「通知代行のみ」のものが存在します。後者は法的交渉ができず、単に「退職の意思を伝える」にとどまります。

### 労働者側のメリット

無期雇用の労働者は、民法第627条により原則2週間前の通知で退職が可能です。それにもかかわらず退職代行を利用する労働者側の心理として、以下のメリットが挙げられます。

- ➡ **【精神的負担軽減】**
- ➡ 直接対面を避けられるため、退職交渉のストレスを軽減できます。また、慰留や引き留めの際のハラスメントの回避が可能です。
- ➡ **【金銭等の交渉】**
- ➡ 弁護士による退職代行の場合、退職日までの有給休暇の取得や、未払い残業代の請求など金銭等の交渉を任せることができます。

### 企業側の課題とリスク

企業にとって退職代行は、突然の退職連絡が来ることによる混乱を招くほか、以下のような課題が発生します。

#### 【業務引き継ぎの不足】

突然退職されることで、現場の負担が増大します。

#### 【法的対応の複雑化】

非弁護士の業者が違法な交渉を持ち掛けてくるケースもあり、法務面での慎重な対応が必要です。

### 職場改善への活用

退職代行利用による退職者の発生は企業にとって望ましいものではないかもしれませんが。ただしこれに感情的な反応をせず、冷静な対応を心がけてください。また、退職代行を単なる個別案件にとどめず、職場環境全体を見直すきっかけと捉えることもできます。特に以下の対策は、以後の離職トラブルの未然防止に役立ちます。

#### 【ハラスメント対策の強化】

退職代行利用が特定の部署で繰り返し起こるのであれば上司や同僚からのハラスメントの可能性を考えましょう。普段の声かけが高圧的すぎたり、感情的な指導をしたりしていないかを確認しましょう。

#### 【退職面談の実施】

退職面談とは、人事担当者等が退職を決めた労働者に対して行う面談です。慰留や非難をせずに、退職に至った経緯や組織の改善意見、苦情などをインタビューします。安全を確保するために、本人が望まない情報を保護するように気をつけます。

### キャリアビジョンを提示する

退職代行利用による退職者が発生する理由は一概には言えませんが、「その企業で頑張る理由が見出せない」ことも、その一つではないでしょうか。組織としては、その職場で働くことでどのようなスキルが身に付くかを明確にし、労働者が将来的に「この企業にいてよかった」と思えるキャリアビジョンの提示が重要です。

## 《今月の特集②》中小企業（従業員数 50 人未満）のストレスチェック義務化について

2025 年 5 月改正労働安全衛生法案が可決され、今後従業員数 50 人未満の会社にもストレスチェック制度の実施が義務化される見通しとなりました。

### はじめに

ストレスチェック制度は 2015 年 12 月より、従業員数 50 人以上の会社に義務付けられてきましたが、50 人未満の会社については努力義務とされていました。しかし、近年の精神障害による労災認定件数の増加や、長時間労働、パワーハラスメントなどを背景とするメンタルヘルス不調者が増加しています。これを受け、従業員数 50 人未満の会社も義務化の対象となる見通しとなりました。具体的な内容について解説します。

### ストレスチェックとは

ストレスチェックは、労働者の心理的負担の状況を把握する目的で、年 1 回以上実施することが労働安全衛生法で義務付けられています。医師・保健師などの実施者が質問票（質問項目例は下記の通り）を用いて行い、結果は本人に直接通知されます。

高ストレスと判定された労働者が希望した場合は、医師との面接指導を実施し、必要に応じて職場環境の改善措置を講じる必要があります。

#### 主な質問項目の例（簡易調査票より抜粋）

##### 【仕事の負担・量】

- ・仕事の量が多すぎると感じる
- ・時間内に仕事を終えるのが難しい

##### 【職場の人間関係】

- ・上司から十分に支援を受けている
- ・職場で孤立していると感じる

##### 【仕事のやりがい】

- ・自分の仕事に満足している
- ・仕事が社会に役立っていると感じる

##### 【身体・精神の反応】

- ・最近、眠れないことがある
- ・気分が落ち込む日が多い

今回の法改正では、企業規模を問わずすべての事業場において、ストレスチェックの実施義務化が盛り込まれています。50 人未満事業場への導入は 2028 年まで段階的に進められるとされています。

### ストレスチェック実施の課題

#### 【実施コストとリソース】

ストレスチェックは、医師や保健師などの専門職による実施体制が必要です。しかし、産業医が配置されていない事業場では外部委託が前提となるため、費用負担や事務負担が中小企業にとって重い点が懸念されています。

また人手が十分でないために、ストレスチェックの結果を受けても配置転換ができないなどの問題も予想されています。

#### 【個人情報保護】

中小規模の事業場では、従業員数が少ないがゆえに、ストレスチェックの結果から個人が特定されやすくなるという問題があります。たとえば「高ストレス者が 1 人」と判定された場合、実質的に誰かが容易に推察される環境も少なくありません。

このような状況下で、産業医面談の勧奨や職場改善の措置を進めようとする、プライバシーの侵害や人間関係の悪化につながるリスクがあり、結果として制度そのものが運用しづらくなる可能性があります。

### 継続的なストレスチェックを

高ストレス状態になった労働者には、「身だしなみの乱れ」や「遅刻の増加」などの変化が起こると言われています。今回のストレスチェックの義務化によらずとも、普段から異変を早期に察知できるような観察や声かけを管理者は意識していきましょう。

## 外国人雇用の基本

### 【在留資格の確認は必須です】

労働力不足を背景に、外国人労働者を雇用する企業が年々増加しています。日本で働く外国人には「在留資格（ビザ）」が必要で、働ける職種や条件が資格ごとに決まっています。確認せずに雇用すると、雇用主も処罰対象になる場合があります。

### 【在留資格】

- ① **就労が可能な在留資格**（例：技術・人文知識特定技能など）→ 指定職種のみで働けます。
- ② **就労が原則不可の在留資格**（例：留学、家族滞在）→ 資格外活動許可で一部就労可（例：留学生のアルバイト）。
- ③ **就労制限のない在留資格**（例：永住者、日本人の配偶者等、定住者）→ 日本人同様に働けます。

→ 雇用前に必ず在留カードで資格を確認しましょう。

### 【留学生の資格外活動と労働時間上限】

- ・「資格外活動許可」があれば週 28 時間以内（長期休暇中は週 40 時間）で就労可能
- ・許可なし、または時間超過は不法就労になります。
- ・風俗関連業務など一部分野は禁止

### 【特定技能制度とは？】

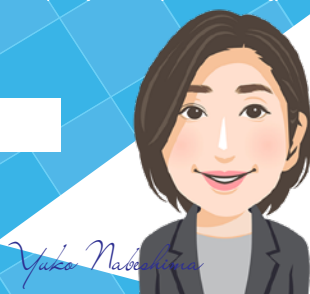
- 特定技能 1 号：介護・外食・農業など 16 分野／最長 5 年／家族帯同不可
- 特定技能 2 号：建設・造船ほか計 11 分野／更新可・永住可／家族帯同可



外国人の雇用をご検討中の企業さま、またご不明点がある方は、当事務所へご相談ください。  
行政書士の先生と連携しながら、ビザ取得から雇用契約・手続きまでサポートいたします

## スタッフ紹介

福岡中央労務管理事務所  
鍋島 優子



鍋島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

Q 趣味を教えてください

A 断捨離です。クローゼットを開けるたび、何か断捨離出来るものはないかと物色してしまいます。家の中も頭の中もスッキリして、ストレス発散になっています。

Q 好きな食べ物はなんですか

A チョコレートや焼き菓子が好きです。毎日のおやつに濃いめのコーヒーと一緒に頂く時間が、心身ともに一番リラックス出来る時間です。

Q 抱負、目標を教えてください

A ピラティスで体幹を鍛えることです。カチカチに硬くなってしまった体を整えていきたいです。

皆様のお役にたてるよう頑張りますので、  
宜しく願い致します。

## 当事務所について



労務ジャパン株式会社



福岡中央労務管理事務所

当事務所は福岡高等裁判所（新庁舎）の南門から徒歩 1 分です。  
ミニセミナーの開催も行います。  
ぜひお気軽にお越しください。

《住所、電話番号》

〒810-0031  
福岡市中央区谷2-14-8  
TEL 092-734-2300  
FAX 092-734-2301



《事務所地図》



地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩約 5 分  
セブンイレブンが目印です。



# すこやか労務月報

[7 月版]  
No.98

## 夏の安全管理は、体調管理から。

毎年 7 月 1 日は内閣府を中心に関係省庁などが提唱する「国民安全の日」で、この日から「全国安全週間」も始まります。これは産業災害をはじめ交通事故や火災などに対する安全意識の向上のため 1960 年に制定され、夏場の暑さによる気のゆるみなどで多発する事故の注意喚起が呼びかけられてきました。すでに 65 年前から夏の事故対策を重視されていたこととなりますが、近年の猛暑や豪雨被害などは当時より一層深刻になっています。

仕事中はもちろん、休みに室内で過ごすときでも熱中症対策は忘れずに、一人ひとりでこまめな水分補給や温度管理などにも注意してください。線状降水帯の発生など水害対策も抜かりなく、普段からの準備と注意で安全を第一に。



**7** 月の  
注意ポイント

- その **①** 夏バテ予防の睡眠や休養で安全な仕事に !!
- その **②** 熱中症対策はこまめな水分補給の実行を !!
- その **③** 梅雨の食中毒や感染症対策も忘れずに !!